

副

第 11 回黒潮町議会 9 月定例会会議録

令和 2 年 9 月 4 日 開会

令和 2 年 9 月 14 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 9 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
9 月 4 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
9 月 5 日	土	休 会	休 会
9 月 6 日	日	休 会	休 会
9 月 7 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
9 月 8 日	火	休 会	委員会
9 月 9 日	水	休 会	委員会
9 月 10 日	木	本会議	委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・一般質問
9 月 11 日	金	本会議	一般質問
9 月 12 日	土	休 会	休 会
9 月 13 日	日	休 会	休 会
9 月 14 日	月	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・提案趣旨説明、質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 81 号

令和 2 年 9 月第 11 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 8 月 28 日

黒潮町長職務代理者

黒潮町副町長 松 田 春 喜

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 令和 2 年 9 月 4 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和2年9月4日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1 番	小 永 正 裕	2 番	矢 野 依 伸	3 番	山 本 久 夫
4 番	山 崎 正 男	5 番	浅 野 修 一	6 番	吉 尾 昌 樹
7 番	濱 村 美 香	8 番	矢 野 昭 三	9 番	宮 地 葉 子
10 番		11 番	宮 川 徳 光	12 番	池 内 弘 道
13 番	中 島 一 郎	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

澳 本 哲 也

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者	松 田 春 喜	総 務 課 長	宮 川 茂 俊
情報防災課長	徳 廣 誠 司	企画調整室長	西 村 康 浩
健康福祉課長	佐 田 幸	住 民 課 長	川 村 一 秋
まちづくり課長	金 子 伸	農業振興課長	川 村 雅 志
地域住民課長	青 木 浩 明	産業推進室長	門 田 政 史
建設課長	森 田 貞 男	海洋森林課長	土 居 雄 人
教 育 長	畦 地 和 也	会 計 管 理 者	小 橋 智恵美
教 育 次 長	橋 田 麻 紀	教 育 次 長	藤 本 浩 之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 崎 あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

8 番 矢 野 昭 三

9 番 宮 地 葉 子

令和2年9月第11回黒潮町議会定例会

議 事 日 程 第 1 号

令和2年9月4日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第28号から第51号まで

(提案理由の説明)

●町長職務代理者から提出された議案

議案第 28 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 29 号	令和元年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 30 号	令和元年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 31 号	令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 32 号	令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 33 号	令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 34 号	令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 35 号	令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 36 号	令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 37 号	令和元年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 38 号	令和元年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 39 号	令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 40 号	令和元年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 41 号	令和元年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について
議案第 42 号	黒潮町副町長の給料の特例に関する条例の制定について
議案第 43 号	黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 44 号	黒潮町人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例について
議案第 45 号	令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 46 号	令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 47 号	令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 48 号	令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
議案第 49 号	令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 50 号	令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
議案第 51 号	四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて

●委員会に付託した陳情・要請・請願

陳情第 16 号	「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書について
陳情第 17 号	陳情書「消費税減税を求める意見書採択のお願い」について
陳情第 18 号	「国の『持続化給付金』等や地方自治体の『給付金・支援金』等に対して課税されない仕組みの構築を求める」意見書決議のお願いについて
陳情第 19 号	差押禁止債権等を原資とする部分については差押えをしないことを求める陳情書について

議 事 の 経 過

令和2年9月4日
午前9時00分開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和2年9月第11回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

澳本哲也君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

次に、報告第35号から37号および39号が町長職務代理者から、報告第38号が教育委員会から、報告第40号から43号までが監査委員から提出されました。

議席に配布しておりますので、ご確認をお願いします。

次に、本日までに受理した陳情書は、議席に配布しました文書表のとおりです。

陳情第16号を産業建設厚生常任委員会に、陳情第17号から19号までを総務教育常任委員会に付託します。

次に、町長および町長職務代理者の行動報告書につきましては全員協議会で、また、議長の行動報告書につきましては議席に配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長職務代理者から発言を求められております。

これを許します。

町長職務代理者。

町長職務代理者（副町長 松田春喜君）

おはようございます。

本日は、令和2年9月第11回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、多数のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

町長不在の議会となりますが、教育長、管理職とともに務めてまいりますので、よろしくお願いを致します。

それでは、6月議会定例会以降の主な事項につきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、令和元年度普通会計決算の概要につきまして報告を致します。

普通会計とは、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計、宮川奨学資金特別会計、および情報センター事業特別会計を合算し、会計間や、その他の重複分を控除したものでございます。

令和元年度の決算額は、歳入96億8,904万1,000円、歳出94億9,191万8,000円で、前年度と比較して、歳入6億2,101万8,000円、6.8パーセント、歳出4億7,988万8,000円、5.3パーセントの増となっております。

歳入歳出差し引きの形式収支は1億9,712万3,000円となっており、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は1億7,884万8,000円となりました。

歳出の内訳で見ますと、義務的経費は、人件費が人事異動等による職員給の減少により減となり、扶助費は前年度比較ではほぼ横ばいでしたが、公債費が、黒潮町庁舎建設事業等の借り入れに対する元金償還が開始したことなどにより増となったことで、全体では、対前年度 6,980 万 3,000 円、2 パーセント増の 36 億 41 万 7,000 円となっております。

投資的経費は、小中学校への空調整備事業や、防災まちづくり拠点施設整備事業の実施により補助事業分は増となっておりますが、庁舎建設事業や避難道整備事業といった単独事業分が減となっており、対前年度 4,392 万 1,000 円、2.5 パーセント減の 16 億 7,847 万 5,000 円となっております。

歳入の内訳は、一般財源では地方税が対前年度 1,722 万 1,000 円、2 パーセント減の 8 億 2,298 万 8,000 円となっております。

また、地方交付税において普通交付税は、合併算定替終了に伴う見直しによりまして平成 28 年度算定分から縮減期間へ移行しておりますが、令和元年度は庁舎建設事業等の大型事業に対する元金償還が開始し、普通交付税措置のある公債費の基準財政需要額が増えたことで、対前年度 3,764 万円、1 パーセント増の 37 億 113 万 3,000 円となりました。

一方、特別交付税は、災害関連の交付額が被災した地域に対して厚い交付額となることなどによりまして、対前年度 1,944 万 7,000 円、4.7 パーセント減の 3 億 9,233 万 8,000 円となっております。

その結果、地方交付税全体では、対前年度 1,375 万 5,000 円、0.3 パーセント増の 40 億 9,347 万 1,000 円となっております。

一般財源総額では、対前年度 1,695 万 2,000 円、0.3 パーセント増の 52 億 2,526 万 6,000 円となりました。

また、特定財源等では、事業の進捗（しんちょく）に伴いまして、国庫支出金は対前年度 395 万円の減、都道府県支出金は対前年度 716 万 8,000 円の増、地方債は 3 億 617 万 2,000 円の減などとなっており、総額では 6 億 406 万 6,000 円、15.7 パーセント増の 44 億 6,377 万 5,000 円となりました。

平成 30 年度以降は予算の縮小期に入ってまいりましたが、これまでの大型事業の実施による起債残高は大幅に増加している状況でございます。

今後において、定住促進住宅整備事業や公営住宅整備事業など、新たなハード事業も計画、実施されていることや、施設の老朽化に伴う維持補修費や改修工事などの増が懸念されるため、引き続き適正な財政運営が必要となっております。

次に、令和元年度決算に基づく健全化判断比率、および公営企業資金不足比率について報告を致します。

本報告は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条に基づき、前年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、ならびに公営企業会計の資金不足比率を算定し、監査委員の審査による意見を付して議会に報告するものでございます。

町から議長あてに 2 つの報告書、ならびに監査委員の審査意見書も事務局から配布されておりますので、併せてご確認をお願いを致します。

まず、報告第 36 号の令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてのうち、実質赤字比率でございます。

実質赤字比率とは、普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示したものとなりますが、実質収支は黒字となっておりますので、なし、となります。

次に、連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率とは、全ての会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合を示したものとなります。

本年度は昨年度に引き続き、先ほどの普通会計およびその他の特別会計を含めました実質収支は全て黒字となっておりますので、なし、となります。

次に、実質公債費比率でございます。実質公債費比率とは、普通会計が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合を示したものととなります。

これまでに行ってきた繰上償還や地方交付税措置の有利な起債の借り入れの影響などによりまして、令和元年度決算では7.6パーセントとなっております。

次に、将来負担比率でございます。将来負担比率とは、普通会計が将来に負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示したものととなります。

有利債の借り入れによる基準財政需要額算入公債費は、昨年に引き続き増加していることや、これまでの基金造成の成果などにより、令和元年度決算においてもマイナスの値、マイナス17.6パーセントとなっており、算定の数値はなしとなります。

4つの指標とも、早期健全化基準、財政再生基準を下回っており、本町の財政は健全であると言えます。

続きまして、報告第37号の令和元年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてでございます。資金不足比率とは、公営企業である水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計の事業規模に対する資金不足額の比率を示したものでございます。

いずれの会計につきまして、基準に基づき一般会計より繰り出しを行うことにより余剰金が発生しておりまして、資金不足比率は、なし、となっております。

最後に、令和2年度地方交付税の状況について報告を致します。

本町の一般会計歳入の約40パーセントを占めます地方交付税のうち、普通交付税額が確定を致しました。総額は40億4,160万9,000円で、対前年度9.2パーセント、3億4,046万9,000円の増となりました。

また、普通交付税の振替分である臨時財政対策債を合計した実質的な交付額は41億9,003万7,000円となっており、対前年度8.9パーセント、額にすると3億4,325万1,000円の増となっております。

この交付税は、平成27年度をもって合併算定替が終了し、平成28年度より開始した段階的な縮減期間を経て、一本算定へ移行していくこととなっております。

本年度における影響額は1億7,931万5,000円の減少となっており、今後において、新型コロナウイルス感染症に対応するため新たな生活様式を取り入れた業務を推進する中でも、一般財源確保に向けた各種の取り組みの強化やコスト意識の確立、業務の適正化を図っていくことが極めて重要となっております。

以上、報告を致します。

議長（小松孝年君）

これで、町長職務代理者の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番矢野昭三君、9番宮地葉子君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月14日までの11日間に決定しました。

日程第3、議案第28号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第51号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

町長職務代理者（副町長 松田春喜君）

それでは、令和2年9月第11回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきましてご説明を致します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第28号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第51号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてまでの24議案でございます。

提案致します議案の内訳は、専決処分の承認を含めた補正予算が1件、令和元年度の決算認定が13件、条例の制定が1件、条例の一部改正が2件、補正予算が6件、協定の一部変更が1件の提案となっております。

まず、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて説明をさせていただきます。

一般会計補正予算の専決処分につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ1,376万6,000円を追加し、歳入歳出総額を124億5,266万3,000円とするものでございます。

町長が8月19日をもって退職したことによりまして、9月29日告示、10月4日投票日として、黒潮町長選挙を執行することに伴い、令和2年度黒潮町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして8月20日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第29号、令和元年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第30号、令和元年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第31号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第32号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第33号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第34号、令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第35号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第36号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第37号、令和元年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第38号、令和元年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第39号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第40号、令和元年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第41号、令和元年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてまでの13議案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案するものでございます。

初めに、議案第29号、令和元年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきます。

令和元年度決算の歳入決算額は97億2,920万5,864円で、対前年度比4億5,597万7,880円、4.9パーセントの増となっております。

歳出決算額は95億3,868万6,531円で、対前年度比3億415万3,489円、3.3パーセントの増となって

おります。

歳入から歳出を差し引きしました形式収支は1億9,051万9,333円となり、このうち翌年度に繰り越す事業の財源は1,827万5,000円となっております。

また、実質収支額は1億7,224万4,333円となっており、この実質収支額から地方自治法第233条の2の規定による基金への積み立ては1億5,000万円とし、純然たる翌年度への繰越額は2,224万4,333円となりました。

歳入では、ふるさと納税寄附金が7億1,328万600円で、対前年度比4億5,602万2,722円、177.3パーセント増と大幅に伸びたものの、地方税のうち町民税は3億4,580万3,795円で、対前年度比1,989万5,251円、5.4パーセント減となっており、平成30年度に引き続き前年度からの減額となりました。

また、主要な財源である地方交付税は40億9,347万1,000円、対前年度比1,375万5,000円、0.3パーセント増、国庫支出金および都道府県支出金はほぼ横ばいでしたが、町債は7億4,035万3,000円で、対前年度比3億617万2,000円、29.3パーセント減となるほか、繰入金は、公債費充当のため減債基金から2億円を取り崩したことなどによりまして、前年度より約3億5,000万円の増となっており、結果として一般財源総額が増額となっております。

歳出は、小中学校への空調整備事業や、防災まちづくり拠点施設整備事業等、新たな事業の実施はあるものの、全体として投資的経費が減となっております。

義務的経費は人件費が減となっているものの、自立支援給付費の増による扶助費の増や、庁舎建設事業などの大型事業に対しての借り入れていた地方債の元金償還が開始したため増となっており、全体で増となっております。

ちなみに、普通会計の積立基金残高は50億3,471万9,000円、地方債残高は130億2,084万1,000円となっております。

次に、議案第30号から41号までの特別会計では、全ての会計において一般会計からの繰入金に頼っている会計もございますが、それぞれ実質収支額は黒字となっております。

現時点で、累積赤字を解消している国民健康保険事業特別会計におきましても、医療保険制度の財政基盤の安定化に向けて保険者が都道府県化されておりますが、健全化についても不確定な状況でございます。

今後も、制度内容を見極めるとともに、医療費の適正化に努めていかなければならないと考えております。

次に、議案第42号、黒潮町副町長の給料の特例に関する条例の制定について、説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、黒潮町長が8月19日をもって退職したことによる町全体の責任を負う意味で、副町長の処分を行う条例を制定するものでございます。

これまで、職員の不祥事等につきまして、管理監督責任により特別職の処分を提案させていただいておりました。今回、その意味合いとは違ってまいりますが、町全体として責任を負う必要があると考えております。特別職である副町長がその責を負い、今後の住民の皆さまへの信頼回復に努めていくべきと考えております。

内容につきましては、副町長の当該給料月額100分の20に相当する額を、令和2年10月1日から1カ月の間、給料月額から減じた額とする提案となっております。

現在、新型コロナウイルス感染症関連の事業への財源として5パーセント、100分の5の減額を続けておりまして、10月の1カ月分のみ20パーセント、100分の20を追加し、100分の25とするものでございます。

新町長が決定するまで、住民サービスの低下を招くことのないように、職員一丸となって住民の皆さま

の信頼回復に努めてまいります。

次に、議案第 43 号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、制定時に、条例の用字、用語、および送り仮名などの統一する引用元を誤って規定していたため、誤りを正す条例案となっております。

次に、議案第 44 号、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、2016 年、平成 28 年に、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の、いわゆる人権 3 法が施行されたことに伴い、昨年 3 月に高知県人権施策基本方針の第 2 次改訂が行われ、従来ございました 10 の人権課題に加え、今回新たに性的指向、性自認の課題が追加をされております。

本町におきましても、住民意識調査の分析結果を基に黒潮町人権施策基本方針の見直しを行ったところであり、この基本計画に沿った条例改正を行うものでございます。

次に、議案第 45 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算について、詳細も含めまして説明をさせていただきます。

一般会計補正予算第 6 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 7,777 万 5,000 円を追加し、総額をそれぞれ 125 億 3,043 万 8,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で地方債の変更を行っております。

予算書の方の、歳出の事項別明細書から説明をさせていただきます。

予算書の 16 ページをお開きください。

科目ごとに人事異動等による人件費の補正を行っておりますが、詳細の説明は省略させていただきますので、ご確認をお願い致します。

主立った事業につきまして説明を致します。

まず、2 款 1 項、17 ページの 2 目人事管理費、3 節職員手当、会計年度退職手当負担金（フル）1,128 万 4,000 円の追加につきましては、フルタイムでの会計年度任用職員の高知県退職手当組合への負担金で、給料月額 19 パーセント分となっております。

6 目企画費、18 節負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対応土佐くろしお鉄道運行補助金 878 万 3,000 円の追加につきましては、非常事態宣言等による行動制限に伴う収入減に対応するため、総額で 1 億 1,600 万円を高知県と沿線 7 カ市町村で負担をし、住民の移動手段を確保するものでございます。

次に、21 ページまで飛びます。

3 款 2 項 1 目、老人福祉総務費、27 節繰出金の介護保険特別会計繰出金 1,072 万 1,000 円の追加につきましては、介護保険料の低所得者保険料軽減負担金として、国、県からの補助金分を介護保険特別会計に全額繰り出すものでございます。

23 ページ。

4 款 1 項 4 目、母子保健費、18 節負担金補助及び交付金の新生児特別定額給付金 600 万円の追加につきましては、国の特別定額給付金の支給を受けていない本年度中に出生した新生児を対象にしまして、その保護者に対し、新生児 1 名当たり 10 万円を支給するものでございます。

25 ページ下段、6 款 1 項 3 目、農業振興費、18 節負担金補助及び交付金の農業収入保険制度加入促進事業費補助金 156 万円の追加につきましては、災害等の収入減に対する保険加入促進のため、収入額 1,200

万円とし、保険料1パーセントに対しまして、その20パーセントの補助を65戸の農家に支援を行うこととして計上をしております。

また、3分の2補助から6分の5となる県の新たな補助制度に移行するため、既決の花弁（かき）予冷库整備事業費補助金2,226万円を減額しまして、新型コロナウイルス感染症対策集出荷施設等整備事業費補助金5,149万9,000円の追加の中に、花弁（かき）予冷库整備2,783万3,000円を再計上してございます。

ほかの事業としましては、ニラのそぐり機3台、トラックスケールの整備1,666万6,000円と、3分2の補助事業では、農協の佐賀支所、南部事業所出荷場の空気清浄エアコンの整備700万円が含まれております。

26 ページ。

2項2目、林業振興費、12節委託料の町有林整備事業委託240万円の追加につきましては、県のコロナ対策として林業従事者の雇用創出を行うため、保育、切捨間伐を実施するものでございます。

また、18節負担金補助及び交付金の森林整備地域活動支援交付金525万円の追加につきましても、蜷川や市野瀬地区などの追加を行うものでございます。

27 ページ。

7款1項2目、商工振興費、15節工事請負費の大方地区共同作業場休憩施設整備工事194万6,000円の追加につきましては、当初お認めいただいております工事費の労務費など、設計単価の見直しによりまして追加を行うものでございます。

30 ページ。

8款土木費、6項2目、住宅建設費、14節工事請負費の町営住宅倉庫改修工事723万6,000円の追加につきましては、万行第4団地の倉庫4棟に対応するものでございます。

9款消防費、そして31ページ、10款教育費、34ページの11款災害復旧費につきましては、主に人件費の補正によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、11款地方交付税4億4,160万2,000円の増額につきましては、普通交付税の額の確定によるものでございます。

地方創生関係経費見合い分の増によるもので、昨年との確定額での比較では増額となっております。

15款国庫支出金、および16款県支出金につきましては、その他説明欄に記載がありますとおり、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいますところでございます。

14ページ、19款繰入金の財政調整基金繰入金1億334万8,000円の減額につきましては、収支の調整を行うものでございます。

また、施設等整備基金繰入金560万円の減額につきましては、起債の振り替えによるもので、ふるさと納税基金繰入金3億円の減額につきましては、地方創生臨時交付金による事業への充当が行われたための減額となっております。

15 ページ。

20款繰越金1,224万4,000円の増額につきましては、令和元年度の決算における純繰越金を見積もっております。

22款町債は、説明欄の記載のとおり1,536万5,000円の減額をするもので、地方創生臨時交付金の事業

充当によるものでございます。

次に、9 ページに戻りまして、第2 表地方債の補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額10億2,480 万円を、補正後は10 億943 万5,000 円とするもので、その他起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの15 ページの22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で補正予算の説明は終わりました、次に、議案第46 号、令和2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ1,227 万3,000 円減額し、歳入歳出総額を15 億898 万5,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、一般職の職員数等を実人数に調整するなど、実績見込額に基づいた補正を行うものでございます。

次に、議案第47 号、令和2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ3,747 万6,000 円を追加し、歳入歳出総額を18 億5,937 万7,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、人件費の調整と、令和元年度決算に伴う翌年度繰越金の追加、ならびに財政調整基金の積立金の計上によるものでございます。

次に、議案第48 号、令和2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ145 万3,000 円を追加し、歳入歳出総額を8,786 万1,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、医療従事者への慰労金、ならびに新型コロナウイルス感染症対策事業の備品購入等の追加補正を行うものでございます。

次に、議案第49 号、令和2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ6,286 万1,000 円を追加し、歳入歳出総額を17 億9,303 万4,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、令和元年度の介護保険事業特別会計の精算額の確定に伴う繰越金、ならびに基金積立金と返還金の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第50 号、令和2 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、収益的収入および支出である第3 条予算において、既決の予算に214 万9,000 円を追加し、総額を1 億5,828 万8,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、人事異動に伴う人件費の調整によるものでございます。

最後に、議案第51 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて、説明させていただきます。

平成22 年1 月19 日に、四万十市ならびに宿毛市と黒潮町との間で締結しております定住自立圏の形成に関する協定におきまして、これまでの事業の進展や課題に対応するための新たな施策の実施等によりまして、協定内容と現状に乖離（かいり）している部分が出てきており、現状に即した協定内容に修正するため、協定の一部を変更するものでございます。

提案説明は、以上でございますが、関係課長に補足説明をさせますので、適切なご決定をよろしく願いを致します。

議長（小松孝年君）

会計管理者。

会計管理者（小橋智恵美君）

おはようございます。

それでは、議案第 29 号、令和元年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 40 号、令和元年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、12 議案につきまして補足説明を致します。

各会計とも、歳入歳出総括表を基に、主な決算内容についてご説明させていただきます。

それでは、議案第 29 号、令和元年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。令和元年度歳入歳出決算書の 1 ページをお開きください。

歳入総額は 97 億 2,920 万 5,864 円、歳出総額は 95 億 3,868 万 6,531 円、差引残額は 1 億 9,051 万 9,333 円となっております。

このうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定に基づく基金への繰入金を 1 億 5,000 万円と致しました。この結果、繰越明許費繰越額 1,827 万 5,000 円を含めた翌年度への繰越額は、4,051 万 9,333 円となっております。

次に、歳入の合計です。6 ページ、7 ページをお開きください。一番下の欄になります。

調定額 97 億 8,519 万 9,068 円に対しまして、収入済額は 97 億 2,920 万 5,864 円、不納欠損額は 1,341 万 8,392 円、収入未済額は 4,257 万 4,812 円となっております。

前年度に比べますと、収入済額は 4 億 5,597 万 7,880 円の増となり、不納欠損額は 777 万 2,516 円の増、収入未済額は 1,742 万 4,336 円の減となっております。

続きまして、主な歳入の状況をご説明致します。2 ページにお戻りください。

1 款町税の状況です。概況として、たばこ税を除いた町税の状況は、調定額、収入済額ともに現年課税分と滞納繰越分を合わせた全体で、前年度より減額となっております。

現年課税分の調定額は 1,186 万 4,000 円の減、また、現年課税分の収入済額は 1,147 万 2,936 円の減額となりました。この主な要因は、法人町民税の減によるものです。

滞納繰越分は、調定額が 1,001 万 4,778 円減少、収入済額は 219 万 5,016 円減少しております。

徴収率につきましては、全体で前年度と比べ 0.88 パーセント上昇しており、平成 29 年度からは年々上昇しております。

不納欠損額につきましては 1,119 万 3,842 円で、前年度と比べ 563 万 7,966 円の増となっております。

また、現年度滞納繰越分を合わせた収入未済額は総額で 2,235 万 138 円となっておりますが、令和元年度中に還付することができなかった還付未済額 7 万 4,238 円が収入済額の中に含まれており、この還付未済額を除いた実際の収入未済額は 2,242 万 4,376 円となります。前年度と比べ、1,396 万 8,120 円減少しております。

次のページをお開きください。

11 款の地方交付税については、収入済額 40 億 9,347 万 1,000 円となっており、前年度と比べ 1,375 万 5,000 円の増となっております。

次に、13 款分担金及び負担金につきましてご説明致します。

調定額 2,363 万 7,751 円に対しまして、収入済額 2,144 万 7,257 円、収入未済額は 11 万 2,044 円となっており、この収入未済額の内容は、平成 26 年度の制度改正以前の保育料の滞納繰越分です。

不能欠損額 207 万 8,450 円につきましては、同じく制度改正以前の保育料の滞納分につきまして不能欠損処理したものです。

次に、14 款使用料及び手数料についてご説明を致します。

調定額 3 億 4,710 万 1,690 円に対し、収入済額 3 億 2,998 万 715 円、不納欠損額は 14 万 6,100 円、収入未済額は 1,697 万 4,875 円となっております。不納欠損額は町税と保育料の滞納繰越分の督促手数料です。

また、収入未済額の主なものは住宅使用料の 1,668 万 4,334 円となっておりますが、令和元年度中に還付することができなかった還付未済額 6,200 円が収入済額の中に含まれており、この還付未済額を除いた実際の収入未済額は 1,669 万 534 円となります。

住宅使用料の収入未済額は、前年度と比べ 15 万 8,000 円余り増加しております。

保育料につきましては、昨年 10 月からの保育料の無償化や徴収努力により、現年度分の収入未済額はありません。また、滞納繰越分についても、収入未済額は 7 万 7,850 円と減少しております。

次に、15 款国庫支出金は収入済額 8 億 2,873 万 7,805 円で、前年度と比べ 199 万円余り減少しており、16 款県支出金につきましては収入済額 8 億 9,743 万 4,515 円となっており、468 万円余り増加しております。

続きまして、17 款財産収入については、収入済額 9,064 万 7,648 円と、前年度に比べ 6,380 万円余り増加しております。主な要因は、城山分譲地の土地売却収入によるものです。

また、収入未済額は土地貸付料の 6 万 6,195 円となっておりますが、前年度と比較して 4 万 5,000 円余り減少しております。

続きまして、18 款寄附金ですが、収入済額は 7 億 1,333 万 600 円と、前年度の 2 億 5,904 万 7,762 円と比べ 4 億 5,430 万円余りの大幅増となっております。これは、ふるさと納税寄附金の増加によるものです。

続きまして、19 款繰入金についてです。収入済額は 7 億 3,671 万 6,710 円となっており、前年度より 3 億 5,280 万円余り増加しております。

主なものは、1 項基金繰入金で、減債基金等の基金を繰入し、償還金や各種事業に充当しております。

次のページをお開きください。

続きまして、21 款諸収入です。調定額 1 億 2,377 万 6,622 円に対しまして、収入済額は 1 億 2,070 万 5,062 円、収入未済額は 307 万 1,560 円です。

21 款諸収入、5 項雑入の収入済額は 1 億 28 万 5,440 円となっており、前年度より 3,300 万円余り減少しております。主な要因は、国道改良工事による伝送路移転補償金の減によるものです。

収入未済額 307 万 1,560 円の内訳は、定住促進住宅使用料 12 万円と老人保健第三者納付金 207 万 8,930 円、滞納繰越分の学校給食費 87 万 2,630 円となっております。

次に、22 款町債です。収入済額 7 億 4,035 万 3,000 円となっており、前年度と比べ 3 億 617 万 2,000 円の減となっております。避難道等の整備事業や黒潮消防署建設負担金などに伴う消防債の減少、入野小学校校舎改修工事の完了により教育債が減少したことなどによるものです。

町債の主なものは、臨時財政対策債の 1 億 4,565 万 3,000 円、防災対策事業債の 1 億 2,190 万円、道路整備事業債の 1 億 1,390 万円となっております。

以上が、収入の主なものです。歳入に占める割合は、町税が 8.5 パーセント、地方交付税が 42.1 パーセント、国、県の支出金が 17.7 パーセント、町債が 7.6 パーセントとなっております。

詳細につきましては、13 ページ以降の歳入事項別明細書をご確認ください。

それでは、次に、歳出についてご説明致します。10 ページ、11 ページをお開きください。

一番下の歳出合計欄をご覧ください。予算現額 111 億 2,632 万 1,000 円に対し、支出済額 95 億 3,868 万 6,531 円、翌年度繰越額 7 億 5,869 万 4,000 円、不用額 8 億 2,894 万 469 円となっております。

前年度と比較しますと、支出済額は 3 億 415 万 3,489 円の増となっております。

続きまして、主な歳出の状況をご説明致します。8 ページ、9 ページへお戻りください。

平成 30 年度決算と比較して、特に増減の大きかったものについてご説明致します。

まず、2 款総務費です。支出済額は 23 億 1,013 万 1,718 円です。前年度と比べ 1 億 7,026 万円余りの増となっております。

その主な要因は、ふるさと納税寄附金の増加に伴う謝礼品の増加や、黒潮町議会議員や高知県知事、参議院議員選挙などの実施により、選挙費が増となったものです。

次に、3 款民生費です。支出済額 22 億 4,996 万 1,754 円となっております。前年度と比べ 895 万円余り増となっております。

主な要因は、社会福祉総務費の委託料や、障がい者自立支援費の扶助費等の増加によるものです。

次に、4 款衛生費です。支出済額 5 億 1,326 万 7,278 円となっており、前年度と比べ 487 万円余り増加しております。

次に、5 款労働費です。支出済額は 5,753 万 322 円となっています。前年度と比べ 1,998 万円余りの増となっております。

主な要因は、臨時職員雇用賃金の増によるものです。

次に、6 款農林水産業費です。支出済額 5 億 7,295 万 3,622 円となっており、前年度と比べ 8,570 万円余りの増となっております。

主な要因は、林業振興費の補助金、水産業振興費の漁業集落環境整備工事や補助金などの増によるものです。

次に、7 款商工費です。支出済額 1 億 8,883 万 3,862 円となっています。前年度と比べ 2,400 万円余りの増となっております。

主な要因は、商工振興費のプレミアム付商品券補助金や、観光費の観光推進業務委託料などの増によるものです。

次に、8 款土木費です。支出済額 7 億 4,780 万 9,308 円となっております。前年度と比べ 5,160 万円余りの増となっております。

主な要因は、住宅建設費の委託料や工事請負費の増によるものです。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

9 款消防費です。支出済額 8 億 1,045 万 9,500 円となっております。前年度に比べ 1 億 1,130 万円余りの減となっております。

主な要因は、黒潮消防署の建設負担金や防災費の工事請負費などの減によるものです。

次に、10 款教育費です。支出済額 5 億 7,308 万 1,236 円となっています。前年度と比べ 5,891 万円余りの減となっております。

主な要因は、入野小学校の校舎改修工事の完了によるものです。

次に、11 款災害復旧費です。支出済額 9,038 万 1,045 円となっております。前年度と比べ 3,160 万円余りの増となっております。農業用施設等の災害復旧工事の増によるものが主な要因です。

最後に、12 款公債費です。支出済額 13 億 5,393 万 1,620 円となっております。前年度と比べ 7,930 万円余りの増となっております。

続きまして、不用額についてご説明を致します。11 ページの不用額合計欄をご覧ください。

総額で 8 億 2,894 万 469 円、予算現額に対する不用額の比率は 7.5 パーセントであり、前年度と比べ、率は 3.2 パーセント増加しており、金額についても 3 億 8,642 万 1,511 円増加しております。

不用額につきましては、予算執行の過程で経費の節減や効率的な事業執行によって発生したもののほか、事業未執行の結果などで発生するものもあります。

不用額の主なもの、特に大きなものについてご説明致します。8、9 ページへお戻りください。

まず、最も多いのが 2 款総務費です。不用額は 4 億 8,011 万 1,282 円となっております。前年度と比べると、3 億 3,180 万円余り増加しております。

不用額の主なものは、1 項 5 目、財政管理費、25 節積立金の 3 億 5,510 万 9,949 円で、ふるさと納税基金について、令和元年度に充当する寄付金は基金への積み立てを行わず、差し引いた金額のみを積み立てたことにより充当分が不用になったものです。

また、1 項 6 目、企画費、15 節の工事請負費の不用額は 4,155 万 6,870 円となっており、定住促進住宅の耐震改修等工事について、空き家所有者との賃貸借契約件数が見込みより少なかったことによるものです。

続きまして、3 款民生費の不用額は 6,886 万 4,246 円となっており、前年度と比較すると 1,480 万円余り減少しています。

不用額の主なものは、2 項 1 目、老人福祉費、28 節の繰出金 2,047 万 8,285 円で、繰出金の額が介護保険や後期高齢者医療保険などの特別会計の収支の状況で確定されるため、特別会計の繰入金の額が見込よりも少額であったことにより不用額が生じたものです。

6 款農林水産業費の不用額は 5,771 万 7,378 円で、昨年度より 830 万円余り増加しております。

不用額の主なものは、3 項 2 目、水産振興費の 19 節 2,994 万 2,827 円で、補助対象事業の事業費が見込み額より少なかったことなどにより補助金額が減になったことによるものです。

次のページをお開きください。

9 款消防費の不用額は 4,624 万 1,500 円となっており、前年度と比較すると 1,197 万円余り減少しております。

不用額の主なものは、1 項 4 目、防災費の 15 節 1,108 万 7,930 円と、19 節 1,302 万 7,604 円です。避難道整備工事の変更や住宅改修等の補助金精算減によるものです。

それでは、予備費充当についてご説明致します。250 ページをお開きください。

13 款予備費です。予算額 2,332 万 4,000 円に対し、予備費充当額は 22 件で、1,481 万 9,000 円となっております。

充当先につきましては、251、253 ページの備考欄に記載のとおりです。

以上、一般会計の歳入歳出について、ご説明をさせていただきました。

その他、詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書および業務執行報告書等によりご確認をお願い致します。

それでは、続きまして特別会計についてご説明致します。255 ページをお開きください。

議案第 30 号、令和元年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額 657 万 3,546 円、歳出総額 229 万 8,903 円、差引残額、翌年度繰越額とも 427 万 4,643 円となっております。

本事業会計は、住宅の新築等に要する資金の貸付事業会計で、貸付事業が終了しているため新規貸付はなく、現在は貸付金の回収のみとなっております。

また、現年度分は平成 30 年度に終了しており、令和元年度からは滞納繰越分の回収のみとなっております。

収入未済額は 7,657 万 747 円となっております、前年度に比べ 230 万 9,353 円減少しております。

次に、273 ページをお開きください。

議案第 31 号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額 3,494 万 2,826 円、歳出総額 3,262 万 5,757 円、差引残額、翌年度繰越額とも 231 万 7,069 円となっております。

次に、歳入の状況です。次のページをご覧ください。

歳入合計は、調定額 4,317 万 9,626 円に對しまして、収入済額 3,494 万 2,826 円、収入未済額は 823 万 6,800 円となっております。

主な歳入は 3 款諸収入で、奨学資金の返還金となっております。調定額 2,997 万 4,800 円に對しまして、収入済額 2,173 万 8,000 円、収入未済額の 823 万 6,800 円は前年度に比べ 20 万 2,000 円増加しています。

次に、歳出です、276 ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額 3,263 万 8,000 円に對しまして、支出済額 3,262 万 5,757 円、不用額は 1 万 2,243 円となっております。

1 款 1 項の育英事業費の 1,167 万 3,650 円のうち、元年度の奨学資金貸付金は 1,164 万円です。

貸付者の内訳は、大学生、専門学校生 29 人、高校生 6 人の、計 35 人となっております。前年度に比べ、大学生、専門学校生は 5 人増、高校生は 4 人減となっております。

また、元年度は 2,095 万 2,107 円を基金へ積み立てております。

次に、289 ページをお開きください。

議案第 32 号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額、歳出総額共に同額の 14 億 5,301 万 3,236 円となっており、前年度と比べ 2,637 万円余りの減となっております。主な要因は、職員数の減少により給料等の支出額が減ったことによるものです。

この特別会計は、水道事業会計を除く各会計に予算計上された、特別職、一般職のPerson費を一括で処理しております。

次に、303 ページをお開きください。

議案第 33 号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額 17 億 6,404 万 4,102 円、歳出総額 17 億 1,102 万 1,434 円、差引残額 5,302 万 2,668 円となっております。

次のページをご覧ください。

歳入合計は、調定額 17 億 9,503 万 2,887 円に對しまして、収入済額は 17 億 6,404 万 4,102 円、不能欠損額は 1,101 万 7,779 円、収入未済額 1,997 万 1,006 円となっております。

次に、主な歳入の状況をご説明致します。

1 款の国民健康保険税につきましては、調定額 3 億 2,466 万 6,924 円に対しまして、収入済額は 2 億 9,386 万 7,739 円、前年度と比べ収入済み額は 1,655 万円余りの減となっております。

収入未済額につきましては 1,987 万 1,906 円となっておりますが、令和元年度中に還付することができなかった還付未済額 45 万 2,900 円が収入済額の中に含まれておりますので、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は 2,032 万 4,806 円となります。前年度と比べ 1,762 万 2,259 円の減となりました。

3 款の県支出金につきましては 12 億 191 万 1,473 円となっております、前年度と比較して 2,135 万円余りの減となっております。

また、5 款の繰入金の収入済額は 2 億 2,753 万 9,114 円となっております、前年度と比べ 1,043 万円余り減少しております。

次に、歳出です。308 ページをお開きください。

歳出合計です。予算現額 19 億 1,773 万 2,000 円に対しまして、支出済額 17 億 1,102 万 1,434 円、不用額は 2 億 671 万 566 円となっております。

歳出総額は、前年度と比べ 3,682 万 5,993 円の減となっております。

続きまして、主な歳出の状況についてご説明致します。306 ページにお戻りください。

主な歳出は 2 款の保険給付費です。支出済額 11 億 6,773 万 594 円となっております。前年度と比べ 1,913 万円余りの減となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金として高知県に納付している各種負担金については、前年度と比較すると 1,290 万円余り増加しております。

また、元年度は 3,001 万 6,668 円を、国民健康保険事業財政調整基金への積み立てを行っております。

国民健康保険の年間平均被保険者数は、平成 29 年度 3,652 人、平成 30 年度 3497 人、令和元年度は 3,357 人と、年々減少しております。

1 人当たりの費用額につきましては、平成 29 年度 41 万 4,903 円、平成 30 年度は 39 万 8,378 円と減少しておりますが、令和元年度は 40 万 5,098 円と増加しております。

次に、345 ページをお開きください。

議案第 34 号、令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額 4,934 万 4,347 円、歳出総額 4,934 万 129 円、差引残額は 4,218 円となっております。

次のページをお開きください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額 4,934 万 4,347 円に対しまして、収入済額は同額の 4,934 万 4,347 円、不納欠損額、収入未済額共にありません。

歳入の主なものは、1 款の診療収入です。収入済額 2,195 万 7,947 円。前年度に比べ 62 万 3,106 円の増となっております。

5 款の一般会計からの繰入金 2,250 万円は、前年度より 200 万円増加しています。

次に、歳出です。次のページをお開きください。

歳出の合計です。予算現額 5,513 万 5,000 円に対し、支出済額 4,934 万 129 円、不用額 579 万 4,871 円となっております。

支出済額は前年度と比較しますと、319 万円余り増加しております。

歳出の主なものは、1 款 1 項 1 目、一般管理費の委託料 1,044 万 5,854 円、2 款 1 項 3 目、医療用衛生材

料費の薬品代1,183万1,287円となっております。

次に、369ページをお開きください。

議案第35号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額16億9,447万2,350円、歳出総額16億3,066万805円、差引残額6,381万1,545円となっております。

次のページをご覧ください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額17億813万8,762円に対しまして、収入済額は16億9,447万2,350円。不能欠損額は903万7,562円、収入未済額は462万8,850円となっております。

主な歳入の状況は、1款保険料の調定額3億1,879万5,067円に対しまして、収入済額は3億534万7,855円。不納欠損額は888万5,562円、収入未済額は456万1,650円となっておりますが、令和元年度中に還付することができなかった保険料の還付未済額9万1,800円が収入済額の中に含まれており、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は465万3,450円となります。

収入未済額につきましては、不能欠損処理を行った関係もあり、前年度に比べ1,038万円余り減少しております。

7款繰入金は、介護給付費の町負担分1億8,451万9,940円、事業費の町負担分や事務費等の繰入金6,510万1,559円を一般会計から繰り入れております。

次に、歳出です。次のページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額17億1,893万4,000円に対し、支出済額16億3,066万805円、不用額は8,827万3,195円となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費です。支出済額14億7,622万3,293円となっております。これは、前年度と比べ1,755万円余りの増額となっております。

令和元年度の1号被保険者数は年平均で4,847人となっており前年度より減少しており、介護サービス利用者も年間延べ8,531人と、前年度より97人減少しております。

次に、413ページをお開きください。

議案第36号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額1,657万9,711円、歳出総額1,657万8,790円、差引残額921円となっております。

本会計は、介護保険の予防給付の対象となる要支援者の介護予防計画を作成し、介護予防サービス等の提供が確保されるように運営しているもので、収入未済額はありません。

令和元年度末の要支援認定者数は149人、利用契約者数は55人となっており、認定者数、利用契約者数共に減少しております。

次に、429ページをお開きください。

議案第37号、令和元年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額3,673万6,403円、歳出総額3,615万2,838円、差引残額58万3,565円となっております。

令和元年度の新規加入は4戸で、令和元年度末の加入世帯数は160戸となっております。使用料及び手数料の収入未済額はありません。

次に、447ページをお開きください。

議案第38号、令和元年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

す。

歳入総額 506 万 502 円、歳出総額 504 万 4,409 円、差引残額 1 万 6,093 円となっております。

令和元年度の加入戸数は、前年度と同じ 23 戸です。使用料及び手数料の収入未済額はありません。

次に、465 ページをお開きください。

議案第 39 号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額 2 億 1,439 万 7,357 円、歳出総額 2 億 912 万 3,457 円、差引残額 527 万 3,900 円となっております。

次のページをご覧ください。

歳入の主なものは 1 款の後期高齢者医療保険料で、調定額 1 億 3,111 万 7,950 円に對しまして、収入済額は 1 億 3,094 万 1,250 円となっております。

収入未済額は 17 万 6,700 円となっておりますが、令和元年度中に還付することができなかった保険料の還付未済額 17 万 5,000 円が収入済額の中に含まれており、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は 35 万 1,700 円となります。前年度より 22 万 2,350 円減少しています。

また、3 款繰入金につきましては、事務費に係る費用や保険料軽減措置を行った保険料について一般会計から繰り入れるもので、収入済額は 7,406 万 3,216 円、前年度と比べ 318 万 5,000 円余りの増となっております。

次に、歳出の状況です。次のページをお開きください。

歳出合計は、予算現額 2 億 1,740 万 6,000 円に對し、支出済額は 2 億 912 万 3,457 円、不用額は 828 万 2,543 円となっております。

歳出の主なものは、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金の 1 億 9,859 万 1,611 円で、前年度より 824 万円余り減少しております。

次に、487 ページをお開きください。

議案第 40 号、令和元年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額 2 億 6,857 万 3,963 円、歳出総額 2 億 6,856 万 2,056 円、差引残額 1 万 1,907 円となっております。

次のページをお開きください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額 2 億 6,909 万 7,413 円に對し、収入済額 2 億 6,857 万 3,963 円です。

歳入の主なものとしては、1 款の使用料及び加入金等です。収入済額は 1 億 813 万 3,950 円となっております。昨年度より 703 万円余り増加しております。

収入未済額は前年度と比べ 190 円増加し、52 万 3,450 円となっております。

また、2 款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金 1 億 4,481 万 3,000 円と基金からの繰入金 745 万 1,000 円で、合計で 1 億 5,226 万 4,000 円となっております。

次のページをお開きください。歳出の状況です。

歳出合計は、予算現額 2 億 7,435 万 7,000 円に對し、支出済額 2 億 6,856 万 2,056 円、不用額は 579 万 4,944 円となっております。

情報センター事業の加入状況は、令和 2 年 3 月末現在で、告知端末が 33 世帯減少し 4,824 世帯、ケーブルテレビが 14 世帯増加し 2,357 世帯、インターネット加入が 35 世帯増加し 1,533 世帯となっております。

以上が、各会計の決算状況です。

507 ページ以降は財産に関する調書となっております。この財産に関する調書につきましては、ご確認をお願い致します。

以上、給与等集中処理特別会計を除きました 11 会計の歳入決算額の総額は 138 億 1,993 万 971 円、歳出決算額の総額は 135 億 9 万 5,109 円となっております。

これで、議案第 29 号から議案第 40 号までの各会計の決算の認定についての補足説明を終わります。

議長（小松孝年君）

提案理由の説明の途中ですが、この際、10 時 35 分まで休憩します。

休 憩 10 時 17 分

再 開 10 時 35 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第 41 号、令和元年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について、補足説明を致します。議案書は 16 ページでございます。

水道事業特別会計決算書表紙の次にあります目次をお開きください。

1 ページは、令和元年度黒潮町水道事業決算報告書。14 ページからは、令和元年度黒潮町水道事業報告書でございます。

決算報告書と事業報告書に分けていますので、まず、事業報告書からご説明をさせていただきます。14 ページをお開きください。

ここには、令和元年度黒潮町水道事業報告書として、1、概要カッコ 1 に総括事項を記載をしておりますので、読み上げましてご説明をさせていただきます。

なお、この概要をまとめたものが、16 ページのカッコ 1 業務の概要でございますので、そちらの数値も併せてご覧いただきたいと思います。

まず、マル 1 利用状況についてですが、令和元年度における年間配水量は 158 万 4,865 立方メートルで、対前年度比 3.1 パーセントの減少、年間給水量は 126 万 9,572 立方メートルで、対前年度比 3.3 パーセントの減少となりました。

この主な要因としましては、給水人口の減等によるものと考えられます。

次に、マル 2 経営収支の状況でございます。

当年度の決算状況は営業収益 1 億 9,611 万 8,064 円で、対前年度比 2.1 パーセントの減額、営業外収益 5,396 万 4,001 円で、対前年度比 10.7 パーセントの減額となっております。

この要因としましては、給水収益の減によるものでございます。

他会計繰入金 は 546 万 8,000 円で、対前年度比 2.4 パーセントの増額、特別利益はなく、合計の事業収益は 2 億 5,555 万 65 円で、対前年度比 3.9 パーセントの減収となりました。

次に、営業費用は 2 億 1,743 万 2,998 円で、対前年度比 7.7 パーセントの減額、営業外費用は 2,404 万 4,802 円で、対前年度比 4.6 パーセントの減額となっております。

合計事業費用は 2 億 4,147 万 7,800 円で、対前年度比 7.4 パーセントの減額となりました。

当年度は、昨年度に比べ事業収益は減額となりましたが事業費用も併せて減額となり、損益計算におきましては1,407万2,265円の純利益となりました。主な要因としましては、資産減耗費の減少によるものでございます。

なお、この損益計算書につきましては4ページから5ページに記載していますので、ご確認をいただきたいと存じます。

次に、マル3の建設改良事業の状況でございます。

主な事業としましては、大方上水道基幹配水管新設工事、および佐賀簡水基幹管路更新工事等でございます。

なお、工事内容につきましては、20ページから21ページにかけて記載をしております。

次に、22ページをお開きください。

ここには会計の状況を表しています。下段のカッコ3に、令和元年度末の企業債残高を記載をしております。

この表から、期首残高は15億4,714万4,114円、当年度の借入金4,950万円、当年度償還額が8,972万7,358円で、令和2年3月期末の企業債残高は15億691万6,756円となり、35ページの企業債明細書の未償還残高と同額となっております。

続きまして、決算報告書のご説明を致します。1ページの方にお戻りください。

決算報告書カッコ1、収益的収入及び支出につきましては、水道料金等の事業収入で、施設の運転や維持管理など日々の事業運営のための経費を掲げていまして、予算上では3条予算として整理をされているものでございます。

まず、収入では、予算額の合計2億6,685万円に対し2億7,275万1,900円で、予算額に比べ590万1,900円の増収となっております。

2ページの支出では、予算額の合計2億6,930万8,000円に対し2億5,513万549円で、不用額が1,417万7,451円となっております。

3ページには、カッコ2資本的収入および支出の決算状況を表しております。

この収支決算では、3ページ下段の欄外に記載をしていますが、資本的収入額9,505万1,560円に対し資本的支出額1億7,318万4,578円となっておりますので、不足額7,813万3,018円につきましては、当年度分の消費税および地方消費税、資本的収支調整額349万1,986円、ならびに損益勘定留保資金7,464万1,032円にて、補てんをしております。

次に、財務諸表についてご説明を致します。4ページから5ページをお開きください。

損益計算書につきましては、会計期間におけます経営成績を表すものでございまして、先ほどご説明をしました14ページのマル2の経営収支の状況でご説明しましたとおりでございます。

なお、この明細につきましては26ページからの収益費用明細書に記載をしていますので、ご確認をお願い致します。

次に、6ページをお開きください。

ここには、貸借対照表、バランスシートを記載をしていますので、ご説明を致します。

これは、期末時点における企業の財政状態を明らかにするために作成をするものでございまして、令和2年3月31日時点の財政状況を表しています。

6ページの資産の部、1固定資産では縦に3列数字が並んでいますが、中央の数字が帳簿価格でございまして、下段の右端の数字がこの帳簿価格の合計であります。29億9,029万4,250円でございます。

7 ページの 2、流動資産の合計は 3 億 9,024 万 3,734 円でございます。なお、この流動資産のカッコ 2 未収金につきましては、3 月分の水道料金および佐賀簡水生活基盤近代化事業に伴う国庫補助金、ならびに一般会計からの繰入金等があり、9,174 万 9,424 円となっております。

また、水道料金滞納額のうち貸倒引当金として 1,761 万 7,489 円を計上致しました。

資産合計としましては 33 億 8,053 万 7,984 円となります。

その次の負債及び資本につきましては、これまでの資産がどのような形で調達をされたか表しているもので、負債の部では、8 ページの下段のとおり、負債合計が 26 億 8,135 万 541 円となっております。

資本の部では、9 ページの下から 2 行目、資本合計が 6 億 9,918 万 7,443 円となり、負債、資本合計額は 33 億 8,053 万 7,984 円となりまして、7 ページの資産合計の金額と合致をしていますので、バランスを取れているということになります。

次に、10 ページをお開きください。

剰余金の計算書を添付していますので、ご確認をお願い致します。

次年度への繰越利益剰余金は 1 億 3,130 万 391 円となっております。

次に、32 ページをお開きください。

32 ページから 35 ページには、企業債明細書ということで、上水と簡水それぞれ借入先と借入額、そして未償還残高等を明記をしております。

35 ページの未償還残高の総合計 15 億 691 万 6,756 円は、7 ページの貸借対照表の固定・流動負債の企業債合計と合致していますので、ご確認をお願い致します。

そして最後、36 ページには、固定資産の明細書を添付をしております。

この表の右下の額の年度末償却未済額の合計 29 億 9,029 万 4,250 円は、6 ページの貸借対照表の固定資産合計額、いわゆる帳簿価格と合致をしていますので、それぞれご確認をお願い致します。

以上で、議案第 41 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 50 号、令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 28 ページでございます。

今回の補正は、職員の人事異動に伴います人件費の調整でございます。

1 ページをお開きください。

第 3 条予算では、第 1 款上水道事業費用の予算額を 214 万 9,000 円増額し、合計を 1 億 5,828 万 8,000 円とするものでございます。

次に、9 ページの補正予算事項別明細書をお開きください。

収益的支出の 1 項営業費用、6 目総係費の 3 節給料は 54 万円の増額、5 節手当は 104 万 4,000 円の増額、および 7 節法定福利費は 56 万 5,000 円の増額でございます。

恐れ入りますが、3 ページにお戻りください。

ここからは財務諸表になります。今回の補正予算に伴います、1 年間の現金の動きを表しました。

キャッシュフロー計算書 4 ページは、会計期間におけます経営成績を表しました予定損益の計算書、および 5 ページから 8 ページにかけては、期末時点におけます財政状態を表しました予定貸借対照表を記載をしておりますので、ご確認をよろしくお願い致します。

10 ページからは、給与費の明細書でございます。

以上で、議案第 50 号の補足説明を終わります。議案第 41 号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、私からは議案第44号、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例についてと、議案第48号、令和2年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

まず、議案第44号について説明を致します。議案書の21ページ、22ページをご覧ください。また、後ろの方にある参考資料の新旧対照表2ページ、3ページを参照してください。

本条例は2014年、平成26年に制定され、今回初めて改正を行うものであります。

改正に至った経過と致しましては、2016年、平成28年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法のいわゆる人権3法が施行されたことに伴い、全国各地で人権施策に関する基本方針等の見直しが行われております。

高知県におきましては、昨年3月に高知県人権施策基本方針の第2次改訂が行われ、これまででありました10の人権課題に加えまして、今回新たに性的指向、性自認の課題が追加されました。

本町におきましても、県の基本方針の見直しを受けまして、まず、黒潮町人権施策推進基本方針の見直し作業に着手致しました。その中で、5年ぶりに住民意識調査を行い、調査結果から得られた内容を計画に盛り込むことで、より住民ニーズに合った計画に近づけ、県同様に新たに性的指向、性自認の人権課題を追加致しました。

この町基本方針の見直しを受けまして、今回の条例改正に至ったものでございます。

具体的な内容と致しましては、議案書や新旧対照表にもありますとおり、条例の第1条の前に前文を設けて、人権3法が施行されたことにより、これまで以上に人権尊重のまちづくりを推進していくことを明記致しました。

次に、第1条の人権課題の解消の欄に性的指向、性自認を加えまして、表記も、問題の解決から課題の解消に改めます。

次に、人権3法に明記されている相談体制の充実を図るため、第8条にそのことを追加致しました。

役場や関係機関における相談体制を充実させることはもちろんですが、具体には、現在年4回実施している弁護士による無料法律相談を来年度からは毎月開催することにより、近年増加しておりますインターネット等による人権侵害などの専門的な法律知識が必要な事案に対しまして、迅速かつ的確なアドバイスが行える体制を整備したいと考えております。

なお、今回の条例改正につきましては、昨年度から黒潮町人権尊重のまちづくり協議会において協議を重ねてきたものでありまして、委員から指摘のあった内容については全て修正を行いまして、今回の改正に至ったものであります。

以下、第9条以降につきましては、条文の追加によりまして1条ずつそれぞれ繰り下げるものであります。

議案第44号の補足説明は以上でございます。

引き続き、議案第48号、令和2年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。議案書は26ページ、予算書は後ろの方にある別冊の薄いピンクの表紙のものをご覧ください。

当補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ145万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞ

れ8,786万1,000円とするものでございます。

先に、歳出の方から説明をさせていただきます。予算書の7ページをご覧ください。

県は本年度、新型コロナウイルス感染症防止対策で日々大変な業務に従事している、病院や診療所等の医療機関で働く医療従事者を支援するため、慰労金を交付する事業を創設致しました。

本町の場合、拳ノ川診療所がその対象施設となっており、看護師3名、事務職員2名、清掃委託員2名の合計7名に対しまして、1人当たり5万円、合計35万円を7節の報償費に計上致しました。

なお、この慰労金につきましては、幡多地域の公立病院や診療所に確認致しましたが、全ての機関が県に申請を行い、受給する意向であるということを確認致しております。

また、同じく新型コロナウイルス感染症防止対策と致しまして、病院や診療所、薬局や訪問看護ステーション等で行う予防対策に補助金を交付する事業を創設しております。本町の拳ノ川診療所は病床を持たない診療所に該当致しますので、上限100万円の補助金を受けることができます。具体には、3密を避けるために屋外テントやパーテーション等の購入を予定しておりまして、17節の備品購入費に上限より5万5,000円多い105万5,000円を計上致しました。

次に、歳入について説明をさせていただきます。予算書の6ページをご覧ください。

歳出で説明致しました新型コロナウイルス感染症対策事業の備品購入等に係る県補助金が上限の100万円、医療従事者への慰労金が7名分で35万円を計上しており、そのほかには歳入歳出の収支を調整するため、一般会計からの繰入金として10万3,000円を計上しております。

以上で、議案第48号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは、議案第47号、令和2年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。予算書は、黄色の表紙の予算書となります。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ3,747万6,000円を増額し、総額をそれぞれ18億5,937万7,000円とするものです。

補正の理由は、人件費の調整と令和元年度決算に伴う翌年度繰越金を歳入に追加し、歳出においては、財政調整基金積立金に繰越金の補正額と同額を追加計上するものです。

詳細につきまして、まず歳出から説明させていただきます。9ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費、1項1目、一般管理費の2節給料から4節共済費の人件費145万4,000円は、国保担当職員の変更により増額するものです。

6款基金積立金、1項1目、財政調整基金積立金の、24節積立金の財政調整基金3,602万2,000円の増額は、令和元年度決算に伴う翌年度繰越金5,302万2,668円のうち、収支調整額として3,602万2,000円を財政調整基金へ積み立てるものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8ページにお戻りください。

6款繰入金の1項1目、一般会計繰入金の3節職員給与費等繰入金の145万4,000円は、歳出1款1項1目、一般管理費の人件費と同額を一般会計から特別会計へ繰入調整するものです。

そして、7款1項1目、繰越金の3,602万2,000円は、令和元年度決算に伴う翌年度繰越金5,302万2,668

円のうち3,602万2,000円を追加計上するものです。

以上で、議案第47号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第49号の令和2年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。オレンジ色の表紙の予算書に基づき、ご説明致します。

まず、1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条のとおり、既決の総額に歳入歳出それぞれ6,286万1,000円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を17億9,303万4,000円とするものでございます。

主な補正の理由は、令和元年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出額の決算に伴い、繰越金および基金積立金と返還金の確定、そして、令和2年度の介護保険料の賦課額の決定に伴い、低所得者保険料軽減負担金の金額が算出できたことによる介護保険料の調定額を調整したことが主な要因となります。

まず、歳出から説明させていただきます。10ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、一般管理費の総額95万円の減額補正は、人事異動による人件費の減額となっております。

4款1項、基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金の3,634万3,000円の増額補正は、令和元年度の決算に伴い、基金への積立金を計上しております。

10から11ページにかけての6款1項2目、償還金の2,746万8,000円の増額補正につきましては、前年度の給付実績の決算に伴い、概算で交付を受けていた負担金等を返還するための補正となっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8ページにお戻りください。

1款1項1目、第1号被保険者保険料の1,206万3,000円の減額補正は、令和2年度の介護保険料の賦課をしたことにより、現段階での介護保険料が決定をしました。そのため、低所得者保険料軽減負担金として国、県、町が負担する額が決まりましたので、その額を第1号被保険者保険料から減額し、保険料の調定額を調整したものとなっております。

3款2項、国庫補助金、5目介護保険事業費補助金の39万2,000円の増額補正は、介護保険システム改修に係る国庫補助額の内示があったことによる補正となっております。

7款1項、一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金の1,206万3,000円の増額補正は、低所得者保険料軽減負担分として一般会計で受けた国費、県費の歳入分を、町の負担分と合わせて介護保険料に充当する額として繰り入れを行ったものとなっております。

8款1項1目の繰越金の6,381万1,000円の増額補正は、令和元年度の決算による前年度からの繰越額の計上を行うものです。

以上で、議案第49号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、議案第43号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例の改正は、条例制定時に、用字、用語および送り仮名などを統一する基準について引用元を誤って規定しておりましたので、修正する条例案となっております。

議案書は、19 ページ、条例案は 20 ページにあります。

参考資料の新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料の 1 ページをお開きください。

今回の改正は、法令における漢字使用等についての基準を、昭和 56 年内閣法制局の基準から平成 22 年内閣法制局の基準に改めるものとなります。

新旧対照表の改正前に規定しております法令における漢字使用等について(昭和 56 年内閣法制局総発第 141 号)につきましては、この条例を制定しました平成 30 年 3 月には既に廃止されており、改正後のとおり、平成 22 年内閣法制局総発第 208 号の基準となっております。

本町が行いました条例の用字、用語等の整備につきましても、この平成 22 年内閣法制局の基準を基に整備を行っているところではありますが、条例制定におきまして引用元の記載を誤って規定しておりましたため、引用元を改めるものとなります。

以上、誠に簡単ではありますが議案第 43 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 46 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 24 ページにあり、予算書につきましては表紙の色がサーモンピンクとなっております。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,227 万 3,000 円を減額しまして、予算の総額を 15 億 898 万 5,000 円とするものとなります。

補正の理由につきましては、見込額で計上していたものを、実績額および実績に基づく見込額により調整を行うとともに、一般職の職員の数などを実人数に調整したことによるものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節の給料の 1,515 万 4,000 円の減額につきましては、見込額の調整と一般職の職員を実人数に調整したことによる減額となっております。

3 節の職員手当につきましては、職員の給料が減額になっていることに比例しまして各種の手当も減額となっておりますが、一般職時間外勤務手当などにつきまして、実績見込みに合わせ増額になっているため、合計額で 345 万円の増額となっております。

4 節の共済費の 56 万 9,000 円の減額につきましては、一般職共済負担金などの調整による減額が主な要因となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額となる 1,227 万 3,000 円の減額となっております。

以上で、議案第 46 号の補足説明を終わります。議案第 43 号および 46 号のご審議をよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは、議案第 51 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについての補足説明をさせていただきます。議案書は 29 ページから 31 ページ、参考資料の新旧対照表は 4 ページから 6 ページとなります。

この議案は、平成 22 年 1 月 19 日に四万十市および宿毛市と黒潮町との間で締結しております定住自立

圏形成に関する協定につきまして、協定の締結から5年が経過した平成27年にも協定の一部を変更する協定を締結しておりましたが、さらにその後の5年間、平成27年から平成31年におきまして、事業の進展や課題に対応するための新たな施策の実施など、圏域で連携する取り組みを推進していく中で、現状と協定書において乖離（かいり）する部分が生じており、現状に即した協定内容に修正が必要となったため、協定の一部を変更するものでございます。

それでは、今回の変更につきましてご説明をさせていただきます。参考資料の新旧対照表をご覧ください。4ページから6ページとなっております。

まず、第3条第1号ウに（イ）としまして看護系4年制大学の誘致を加えておりまして、ここでは大学誘致に関する取組内容や、中心市と近隣市町村の役割に関して記述をしております。これは、4年制大学がない本圏域における若者の流出抑制や高齢化が進む中での看護ケアを提供できる高い能力を有する看護師の育成、確保とともに、教育環境の整備を図っていくものでございます。

次に、第3条第2号ア、（ア）における地域公共交通ネットワークの構築において、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路に関する記述がございましたが、平成30年10月から運休となり航路再開のめどが立っていないことから、現状に即して削除するものでございます。

次に、6ページとなりますが、第3条第2号イのICTインフラ整備につきましては、第1次計画から10年が経過し、圏域内におきましてブロードバンド環境が整備され、エリアの拡大が一定図られたことから、本項目を削除するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11時 15分